

こ 成 母 第 90 号
医 政 発 0401 第 3 号
令 和 6 年 4 月 1 日
一部改正 こ 成 母 第 427 号
医 政 発 0404 第 1 号
令 和 7 年 4 月 4 日

都 道 府 県 知 事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の
実施について

標記について、今般、別紙のとおり「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとされたので通知する。

ついては、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱

1 事業目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

本事業による助成の対象者は、以下の（１）または（２）に該当する妊婦とする。

（１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い分娩取扱施設（妊婦の受入が可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦

（２）医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター（当該妊婦の受入が可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。）まで概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦

4 事業内容

以下の（１）または（２）を実施することとする。

（１） 3（１）に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

① 交通費

当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用（往復分）について、６の①により算出した交通費の助成額を助成する。

② 宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設（当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ）で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替える

こととする（以下同じ。）。

（２）３（２）に該当する妊婦に対して、以下の①及び②を助成する。

① 交通費

当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用（往復分）について、６の①により算出した交通費の助成額を助成する。

② 宿泊費

当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用（出産時の入院までの前泊分として、最大１４泊分）について、６の②により算出した宿泊費の助成額を助成する。なお、この場合において、①の交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えることとする（以下同じ。）。

５ 概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦の考え方

この事業における「概ね６０分以上の移動時間を要する妊婦」とは、３（１）または（２）に該当する妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね６０分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。

６ 交通費及び宿泊費の助成額の算出方法

交通費及び宿泊費の助成額は、以下により算出することとする。

① 交通費の助成額

３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターまでタクシーにより移動した場合は実費額に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額とする。

② 宿泊費の助成額

３（１）または（２）に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、実費額（実施主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、１泊当たり２,０００円を控除した額とする。

７ 国の補助等

市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

8 留意事項

ア 市町村は、妊婦等包括相談支援事業で実施する妊娠届出時や妊娠後期の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。

イ 本事業による妊婦に対する交通費及び宿泊費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法のほか、タクシー事業者や宿泊施設と委託契約を締結した上で、妊婦に対して当該タクシー事業者や宿泊施設の利用クーポン（6に定める助成額の割引が受けられるもの）をあらかじめ交付する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。

なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。

ウ 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。